

# 新型コロナウイルス感染症 に不安をかかえる妊婦の方へ

検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を行います。  
全員が受ける必要はありません。

## 対象 (以下の全てにあてはまる方)

- ・おおむね 36 週の妊婦の方  
※医師の判断により、検査の時期が変わる場合があります。
- ・発熱などの感染を疑う症状がない方  
(本検査の対象回数は 1 人 1 回のみです。)

※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は本検査の対象外となりますので、かかりつけ医又は新型コロナ受診相談窓口（24 時間対応）にご相談ください。

## 相談先

検査を受けた場合の検査費用が助成されます  
(9 千円上限)



## ■検査等の流れ

新型コロナウイルスに感染していたらどうしよう…  
症状はないけど、検査を受けてみたいなあ。



相談先：かかりつけ産科医療機関等

## 検査に関する

説明動画を東京都  
ホームページに掲載しています。  
詳細は下記リンク先をご覧ください。

検査場所：かかりつけ産科医療機関や指定された医療機関  
検査方法：唾液又は鼻から綿棒を入れて鼻の奥から採取した粘液の検査



原則として入院となり、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。

検査結果が陽性となった方は、希望に応じて、助産師などによる専門的なケアや電話での相談支援受けることができます  
(希望される方は裏面の案内をご覧ください。)。

## ■検査に関するご注意

検査の実施に当たっては、下記内容を十分理解してからお受けいただくことが必要です。  
下記をよくお読みいただき、かかりつけ産科医療機関へご相談ください。

- 検査の性質上、陽性となっても実際には感染していないこと（偽陽性）や、陰性となっても実際には感染していること（偽陰性）があります。

## &lt;検査結果が陽性（偽陽性も含む）となった場合&gt;

- 原則として入院となり、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります（その場合、分娩費用が予定していた金額から変更となることや、分娩方法等が変更される（帝王切開等）可能性があります。）。

- 原則、入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限されます。

また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない。）となります。

- 本検査結果等につきましては、住所地の自治体に提供させていただく場合があります。



<お問い合わせ先> 東京都福祉保健局 少子社会対策部家庭支援課母子保健担当 TEL 03-5320-4372

本事業の詳細はこちら <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/covid19-ninpushien.html>



新型コロナウイルスに感染した妊産婦の方の支援については裏面をご覧ください→